

統括保健師について

地域保健課・健康危機対策課

1. 「統括保健師」とは

地域保健法第4条第1項の規定により策定された「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)の「改正：令和5年3月27日厚生労働省告示第86号」において、統括保健師について以下のように定められた(令和5年4月1日適用)

(抜粋)

第四の一の2

(省略)

また、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括保健師を配置するとともに、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携して組織横断的なマネジメント体制の充実を図ること。

2. 「統括保健師」の位置づけについて

(昨年度までの体制)

- * 本市の統括保健師は平成27年4月から配置。昨年度まで課長補佐業務に溶け込ませて役割を担う形としていた。

(課題)

- * 統括保健師の位置づけや役割が曖昧であった。
- * 各課に保健師が分散配置されている現状に対し、各部署での認知度も低く、組織横断的な活動について浸透させることが難しかった。
- * 統括保健師としての活動について人事部門との連携体制が弱かった。

(今年度からの体制)

- * 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の一部改正が令和5年4月1日に適用となったことをきっかけに、本市の統括保健師の配置について、総務部（人事部門）合意のもと、いわゆるライン職と区別して配置することで位置づけを明確化する体制とした。
- * 告示に基づく配置として、今年度においては、健康部地域保健課副主幹を主務とし、保健所健康危機対策課副主幹を兼務することで、「本庁の統括保健師としての配置」に加え、「保健所における保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師」の役割をカバーする体制となった。

3. 今年度の主な取り組み

- * 保健師の人材育成及び人材確保に向けた取り組み
- * 保健センター機能強化に向けた取り組み
- * 母子保健、歯科保健、健康増進、感染症対策など各事業・計画に関する協議への参加、意見・助言など
- * 災害時の保健活動に関すること
- * 健康部・保健所参加の統括保健師活動の定例報告
- * DX推進に向けた取り組み